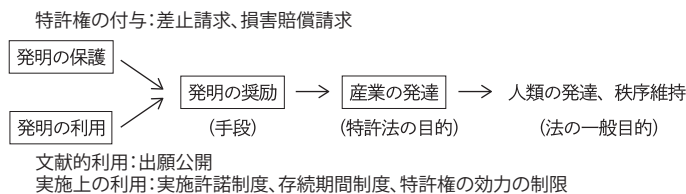


第1章 序論

第1 特許法の目的

1 1条の構造



文献的利用：出願公開

実施上の利用：実施許諾制度、存続期間制度、特許権の効力の制限

2 2つの社会的利益の調和

(1) 発明の保護

発明者を保護し、創作のインセンティブを与えることによる社会的利益

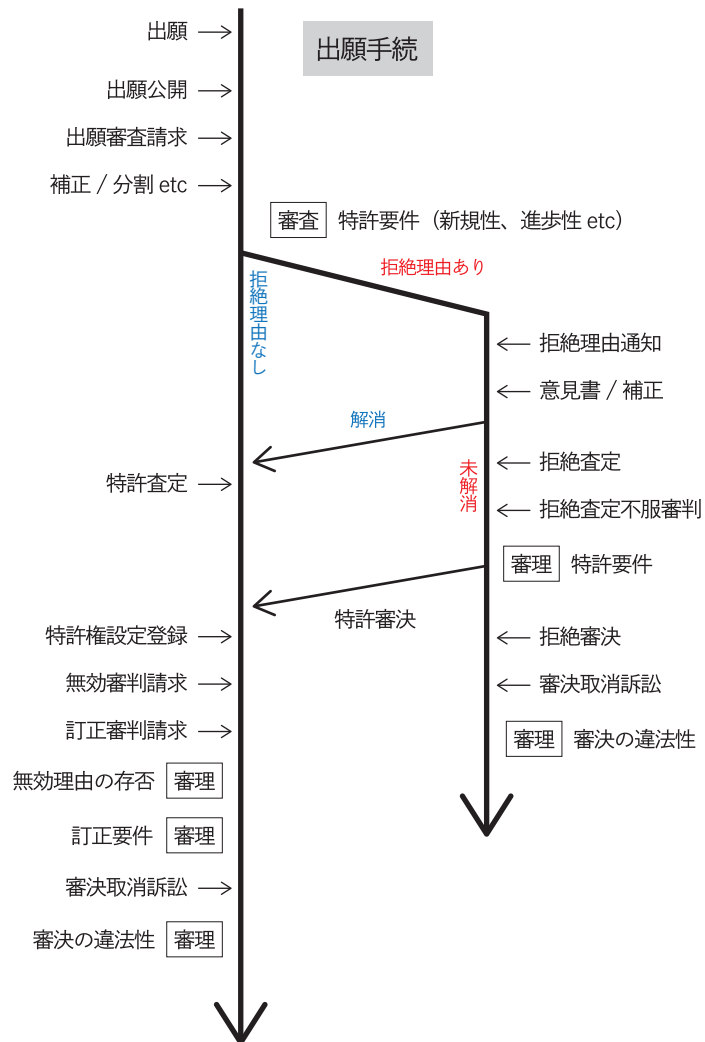
(2) 発明の利用

発明の利用者を保護し、利用の自由を確保することによる社会的利益

青 特許制度の仕組み

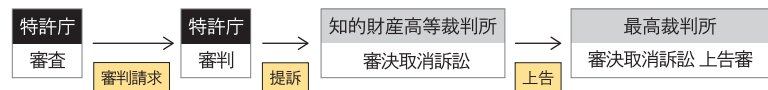
- ・特許制度は、新しい技術を公開した者に、その代償として一定期間、一定条件下に特許権という独占的な権利を付与し、他方、第三者には公開された発明を利用する機会を与える
- ・このように権利を付与された者と、権利の制約を受ける第三者の利用との間に調和を求めつつ技術の進歩を図り、産業の発達に寄与する

第2 特許法の全体像

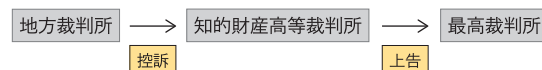


1 保護対象、特許要件

2 特許出願手続



3 侵害訴訟



第2章 保護対象

第1 発明

1 要件

発明の成立要件は、①自然法則を利用していること、②技術的思想であること、③創作であること、④高度性を有すること（2 I）

(1) 自然法則の利用

ア 自然法則

自然界において経験によって見出される法則

ex. ○ニュートンの運動法則、単純な法則

ex. ×ピタゴラスの定理、暗号作成方法、スポーツ方法

イ 自然法則の利用

自然力を用いて一定の効果が反復的に得られること

(ア) 反復可能性

- ・反復可能な資質があること
- ・当業者が反復実施することにより同一結果が得られること

(イ) 利用は全体として利用していれば良い

- ・一部に自然法則以外を含んでも、全体として自然法則を利用していれば足りる

ex. 数学理論を利用したエンジン

- ・一部に自然法則を利用しても、自然法則に反せば全体として利用にならない

ex. 永久機関のエンジン

- (ウ) 発明者による自然法則の正確かつ完全な認識は不要
結果として自然法則を利用していれば足りる

青 発明の定義をすることは困難であり、各国では、定義規定を設けず、学説判例に委ねるものもあるが、現行法は、学説判例に委ねつつも、法文上明瞭なものとして争いを少なくしようという趣旨から、定義規定を設けた

ウ 反復可能性の程度

判 例	植物新品種の育種過程における反復可能性 最判平12. 2. 29〔黄桃の育種増殖法事件〕【百選6】	B
問題の所在	発明の効果の再現性が低い場合における反復可能性の有無	
判 旨	<ul style="list-style-type: none"> ・「自然法則を利用した」といえるには、当業者が反復して実施できる可能性（反復可能性）が必要 ・反復可能性は、植物新品種の育種過程においては、その特性に鑑み、当業者の科学的な再現可能性があれば足り、その確率が高いことは要しない ∴新品種が育成されれば、従来の増殖法で増殖できるため、低確率でも発明の目的とする技術的效果は得られる 	
M e m o	<ul style="list-style-type: none"> ・本件では「桃の新品種黄桃の育種増殖法」の反復可能性を肯定 ・反復可能性は特許出願時を基準に判断 ex. 出願当時に、入手可能であった新品種が、その後入手不能となっても、反復可能性は失われない ・ 生物の発明、パイオニア的発明でも同様の議論あり ∴生物は環境によって個体差は生じ得るし、パイオニア的発明であればあるほど成功率が低いことはやむを得ない 	

(2) 技術的思想

ア 技術的思想

技術的課題を解決するための技術的手段としての思想

イ 技術

- ・一定の目的を達成するための具体的手段
- ・客観的伝達性が必要であるため、技能、技量、コツは対象外
 ex. バイオリンの演奏技術、フォークボールの投げ方

ウ 思想

抽象的な観念又は概念をいい、具体性が必要

- ×単なる願望
- ×有用性（用途）不明のもの
- ×理論的に可能でも実施不可能なもの
 ex. 日本全体を囲む防波堤

エ 未完成発明

- (ア) 危険の防止と発明の完成